議案第1号

成田市開発行為等の基準に関する条例の一部改正(案)について (諮問)



成都計第1482号 令和6年1月18日

成田市都市計画審議会 会 長 田中 亨 様

成田市長 小泉 一成年回岸

成田市開発行為等の基準に関する条例の一部改正(案)について(諮問)

成田市開発行為等の基準に関する条例の一部改正(案)について、貴審議会に諮問いたします。

成田市開発行為等の基準に関する条例の一部改正等(案)について ~市街化調整区域内の新たな開発許可基準を追加~ (都市計画法第34条第12号関係)

改正を予定している条例

「成田市開発行為等の基準に関する条例」

条例改正の背景と目的

凯

- ・成田国際空港の更なる機能強化の進展に伴い、空港周辺地域への新たな企業の進出や雇用の拡大などが期待されている。
- ·本市の都市計画マスタープランにおいても国道295号周辺は、空港との近接性を活かし、空港と一体となった地域づくりを進めるエリアとして、物流施設や工場等の産業機能の形成を推進している。
 - ・企業進出の意欲が高いエリアとして、位置付けられている。

田路

・都市計画マスタープランの実現に向けて、市街化調整区域内に計画された産業拠点等に開発を誘導し、企業立地を可能とする新たな許可基準を設ける。

3 条例改正案の内容

・条例の法34条12号に関する条項に、都市計画マスタープランに即した土地利用計画に基づき、市長が指定した区域において、限られた用途の建築物を建築する目的で行う開発行為を追加する。

【建築できる建築物の用途】

〇「流通業務施設」又は「工業施設」

区域の指定要件】

- 〇都市計画マスタープランに適合していること*1(条例案文)
 - O区域面積が0.5ha以上20ha未満であること

(区域指定方針 (案)

- 〇災害ハザードエリアや農振農用地、保安林等を含まないこと*2 (条例案文)
- 〇主に次の道路に接道していること

・エドベジ点記に対応して、1911 国道295号のうち、国道51号から空港第2ゲートまでの区間(区域指定方針(象))

条例改正案文

条例第6条に、次の条文を加える

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

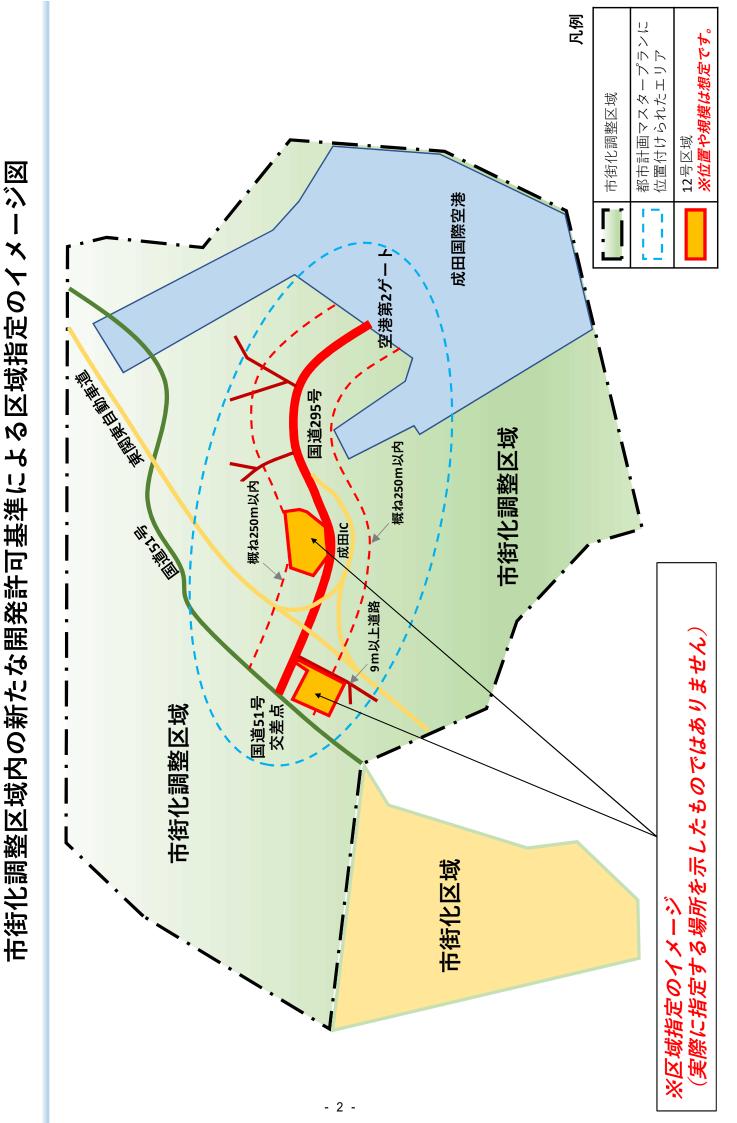
第6条

- (6) 法第18条の2第1項に規定する基本方針等*1において流通業務の用に供する施設又は工業施設として規則で定める施設の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として**市長が指定する区域において、流通業務施設等の建築を目的として行う開発行為**であって、当該区域において市長が定める公共施設の計画に適合するものアニーが通業務施設等の建築を目的とは適合するものアニーを表示によった。
 - 7 流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより, 周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。
- イ 市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行 為を行うことが困難又は著しく不適当と認められること。
- ウ 政令第29条の9各号に掲げる区域*2(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く)を含まないこと。
 - 2 市長は、前項第6号の規定により区域を指定しようとするときは、あらかじめ、成田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。3 市長は、第1項第6号の規定により区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 4 第1項第6号の規定による区域の指定は,前項の規定による告示よってその効力を生ずる。
- 5 前各項の規定は、第1項第6号の規定により指定した区域の変更又は 廃止について準用する。

5 改正スケジュール等(予定)

- ・令和5年12月~令和6年1月:パブリックコメント
 - ・ 令和6年1月:都市計画審議会に諮問
- 令和6年2月:3月議会へ条例改正案を提出
 - ・ 令和 6 年 4 月 か ら 施 行

成田市開発行為等の基準に関する条例の一部改正等(案)について



麦
陧
新旧対照表
17
霊
※
-部改正
댦
の基準に関する条例の-
函
×Κ
70
7
<u>П</u>
Υ J
1111 1111
料
海
6
獙
娰
尓
米
噩
I
Ħ
成田市開発行為等の
ш.

現行	故正案
(法第34条第12号の条例で定める開発行為)	(法第34条第12号の条例で定める開発行為)
第6条 略	第6条 略
(1)~(2) 路	(1)~(5) 略
	(6) 法第18条の2第1項に規定する基本方針等において流通業務の用に供す
	る施設又は工業施設として規則で定める施設(以下「流通業務施設等」とい
	う。)の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のう
	ち、次のいずれにも該当する区域として市長が指定する区域において、流
	通業務施設等の建築を目的として行う開発行為であって、当該区域におい
	て市長が定める公共施設の計画に適合するもの
	ア 流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより、周辺
	における市街化を促進するおそれがないと認められること。
	イ 市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を
	行うことが困難又は著しく不適当と認められること。
	ウ 政令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して
	支障がないと認められる区域を除く。)を含まないこと。
	2 市長は, 前項第6号の規定により区域を指定しようとするときは, あらかじ
	め,成田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
	3 市長は,第1項第6号の規定により区域を指定するときは,その旨及びその
	区域を告示しなければならない。
	4 第1項第6号の規定による区域の指定は、前項の規定による告示によってそ
	の効力を生ずる。
	5 前各項の規定は,第1項第6号の規定により指定した区域の変更又は廃止に

現行	改正案
	ついて準用する。

議案第2号

区域指定方針(案)の制定について(諮問)



成都計第1483号 令和6年1月18日

成田市都市計画審議会 会 長 田中 亨 様

成田市長 小泉 一成正回岸

区域指定方針(案)の制定について(諮問)

成田市開発行為等の基準に関する条例の一部改正(案)に伴う区域指定方針 (案)の制定について、貴審議会に諮問いたします。

区域指定方針(案)

1 本指定方針の位置付け

1-1 目的

本指定方針は、成田市開発行為等の基準に関する条例(平成15年条例第29号。以下「条例」という。)第6条第1項第6号及び成田市開発行為等の基準に関する条例施行規則(平成16年規則第23号。以下「規則」という。)第6条の規定の運用に関して必要な事項を定めることにより、12号条例区域の適切な指定に資することを目的とする。

1-2 基本方針

12 号条例区域を指定する上での基本方針は、次に掲げるものとする。

基本方針1 上位計画等、市街化編入及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第10号 に規定する地区計画の制度との整合性に十分に配慮して運用するとともに、区域指 定を行う面積は、0.5~クタール以上20~クタール未満とし、必要最小限とする。

基本方針2 原則、災害ハザードエリアを12号条例区域から除外する。

|基本方針3|| 市民及び利害関係人等の意見を十分に聴くものとする。

1-3 用語の定義

本指定方針において使用する用語の定義は、法令及び条例の例によるもののほか、次によることとする。

(1) 12 号条例区域

条例第6条第1項第6号で指定する土地の区域をいう。

(2) 災害ハザードエリア

別表1に掲げる災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンをいう。

2 12 号条例区域の指定

(1) 12 号条例区域の指定が可能な区域

12 号条例区域は、成田市都市計画マスタープランで空港と一体となった地域づくりを進めるエリアや広域連携軸を活用し、適切な土地利用の誘導を図るエリアとしての利用が想定されている地域のうち、市長が以下に掲げる事項を定めた区域整備方針を策定した区域とする。

[区域整備方針に定める事項]

記載項目	記載内容
12 号条例区域の位置及び予定建築物の用途	想定される 12 号条例区域の位置及び別表 2 の 1 段目に掲げる予 定建築物の用途
道路に関すること	想定される土地利用に必要な幅員(別表2の2段目に掲げる道路 基準の幅員以上であること)の道路の位置(新たに整備予定の場 合はその完成予定時期も記載)及び12号条例区域の規模・予定 建築物の用途等に対する道路の構造評価*1
給排水に関すること	別表2の2段目に掲げる給排水施設の位置(新たに整備予定の場合はその完成予定時期も記載)及び12号条例区域の規模・予定建築物の用途等に対する給排水施設の能力評価*2
公園・緑地に関すること	想定される 12 号条例区域において市や開発事業者が設ける公園・緑地の配置や必要面積等に係る事項

※1:道路容量等について、用途に応じた現況道路での支障の有無及び支障がある場合の道路計画等に対する評価

※2:給排水施設について、用途に応じた給水能力、排水容量及び放流先までの接続状況等の評価

(2) 除外すべき土地の区域及び除外の検討が必要な土地の区域

12 号条例区域から除外すべき区域は、別表 1 の災害レッドゾーン、災害イエローゾーン及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第8条第1項第2号の区域とする。ただし、所管部局に確認の上、当該指定が解除されることが決定している区域又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域については、12 号条例区域として指定することができるものとする。また、除外の検討が必要な土地の区域は別表 1 のその他区域とする。

[別表1]

	区域の名称	根拠法令等	所管部署
	災害危険区域 (法第 33 条第 1 項第 8 号)	建築基準法	県県土整備部都市整備局建築指導 課
災害レ	地すべり防止区域 (法第 33 条第 1 項第 8 号)	地すべり等防止法	県農林水産部森林課 "耕地課 県県土整備部河川環境課
レッドゾ	急傾斜地崩壊危険区域 (法第33条第1項第8号)	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律	県県土整備部河川環境課
ントン	土砂災害特別警戒区域 (法第 33 条第 1 項第 8 号)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関 する法律	県県土整備部河川環境課
	浸水被害防止区域 (法第 33 条第 1 項第 8 号)	特定都市河川浸水被害対策法	県県土整備部
災	土砂災害警戒区域 (政令第 29 条の 9 第 4 号)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関 する法律	県県土整備部河川環境課
災害イエローゾー	浸水想定区域 (政令第 29 条の 9 第 6 号)	水防法	洪水:国土交通省利根川下流河川事務所 県県土整備部河川環境課 雨水出水:土木部下水道課 高潮:県県土整備部河川環境課
ン	津波災害特別警戒区域 (政令第 29 条の 9 第 7 号)	津波防災地域づくりに関する 法律	県県土整備部
政令第	農用地区域 (政令第8条第1項第2号)	農業振興地域の整備に関する 法律	県農林水産部農地・農村振興課
政令第8条第1項:	第一種農地 甲種農地 (政令第8条第1項第2号)	農地法	県農林水産部農地・農村振興課
·第 2 号	保安林 (政令第8条第1項第2号)	森林法	県農林水産部森林課
	砂防指定地	砂防法	県県土整備部河川環境課
	自然公園特別地域	自然公園法 千葉県立自然公園条例	県環境生活部自然保護課
	自然環境保全地域特別地区	千葉県自然環境保全条例	県環境生活部自然保護課
その他区域	特別緑地保全地区	都市緑地法	県県土整備部都市整備局公園緑地 課
区域	近郊緑地特別保全地区	首都圈近郊緑地保全法都市緑地法	県環境生活部自然保護課 県県土整備部都市整備局公園緑地課
	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律	県環境生活部自然保護課
	都市計画施設の決定区域	都市計画法	県県土整備部都市整備局都市計画課 都市部都市計画課

(3) 12 号条例区域の境界

12 号条例区域の境界は、原則として、道路その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難い場合には、町界、字界、筆界等によること。

(4) 12 号条例区域の指定方針

12 号条例区域について、条例第 6 条第 1 項第 6 号及び規則第 6 条の規定に関する方針は、別表 2 のとおりとする。

[別表2]

[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	
条例第6条第1項第6号及び規則 第6条の規定	指定方針
条例第6条第1項第6号の規則で 定める施設は、次の各号に掲げる 施設(建築基準法(昭和25年法 律第201号)別表第2(る)項に 掲げる建築物を除く。)とする。 一 倉庫 二 荷さばき施設 三 工場	規則第6条で規定する工場は、「研究施設」を含むものとする。 なお、12 号条例区域内での流通業務施設、工業施設の重複は可能と する。
流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより、周 辺における市街化を促進するおそ れがないと認められること。	行う開発行為のため、新たな公共施設の整備の必要が生ずるおそれがな
	次のいずれかに適合する道路に 12 号条例区域が接することとする。 ア 国道 295 号のうち、国道 51 号から空港第 2 ゲートまでの区間である道路 イ アに掲げる道路に接続する整備済(整備が計画されており、開発行為の完了時点までに確実に整備される見込みがあるものを含む。)の有効幅員 9m以上(歩道と車道が分離し、歩行可能な幅員が 1 m以上)の道路で、国道 295 号からの距離が概ね 250m以内に存する道路で、道路管理者が交通安全上、交通容量上支障がないと認めるもの ■排水に関すること 12 号条例区域内の下水を排出するため、流末が河川等に接続してい
	る市町村管理水路が配置されており、12 号条例区域内の下水を有効かつ適切に排水できること。なお、農業用のものについては、原則として接続先の対象としない(ただし、農業排水路又は農業用水・排水兼用の水路で当該水路管理者と流下能力、構造及び水質の協議が整ったものはこの限りではない。)。 ■上水に関すること
	12 号条例区域指定に当たって、水道供給について水道事業者との協議が行われていること。 なお、井戸水利用とする場合には、水道事業者と関係部局と協議が行われていること。
市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことが困難又は著しく不適当と認められること。	土地がないと認められるものとして、市街化区域の工業系用途地域(準

(5) 12 号条例区域の面積

12 号条例区域の面積は 0.5 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満とし、12 号条例区域の面積設定は、当該区域における産業系用途としての利用見込み等を踏まえ、必要最小限に設定する。なお、指定済みの 12 号条例区域のうち未利用地がある場合は、当該未利用地の活用を優先する。

- 3 12 号条例区域の土地利用に関する計画等
- 3-1 12 号条例区域の土地利用に関する計画等の作成について
- (1) 土地利用に関する計画

市長は、12 号条例区域の指定に際して、土地利用に関する計画(以下「土地利用計画案」という。)を作成する。

(2) 留意事項

土地利用計画案の作成については、2(4)12号条例区域の指定方針別表2に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意すること。

- ①当該12号条例区域に関して別表3に掲げる内容が記載されていること。
- ②土地利用計画案の作成に当たり、あらかじめ土地利用調整を図るため、関係部局との密な連絡 調整を行うこと。
- ③土地利用計画案の作成に先立ち、12 号条例区域内及び周辺の住民(以下「地域住民」という。) を対象に住民説明を行うこと。

[別表3]

土地利用に関する計画に記載す	でき内容
①12 号条例区域指定の方針	・12 号条例区域指定の目的 ・12 号条例区域設定の考え方 (選定理由・面積設定の理由等) ・本指定方針との適合性 ・12 号条例区域指定スケジュール (公告及び縦覧に関することを
②上位計画等との整合	含む。) ・本市の基本構想、基本計画との整合性 ・本市の都市計画に関する基本方針との整合性 ・本市の農業振興地域整備計画との整合性 ・本市の市街化調整区域における土地利用方針との整合性 ・2 (1) に規定する区域整備方針との整合性
③12 号条例区域の現況 ④12 号条例区域の計画内容	・12 号条例区域の面積 ・12 号条例区域の土地利用の状況 ・12 号条例区域の土地利用の状況 ・12 号条例区域の建築物の状況 ・12 号条例区域及びその周辺における公共施設の状況 ・都市計画法第 12 条の 5 第 7 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項 ※成田市開発行為等の手続等に関する手引き等に準拠し、適切に定めること
⑤周辺への影響	・施設の立地が周辺の土地利用に与える影響及びその対策 ・地域住民を対象とした説明に関すること
⑥12 号条例区域指定後の管理	・12 号条例区域指定後の土地利用の見直し方針に関すること(変更及び廃止に関することも含む。) ・参入事業者の指導方針に関すること ・施設の誘導及び立地の調整に関すること
⑦安全上及び避難上の対策	・想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策(やむを得ず 災害イエローゾーンを含む場合)
⑧災害時の協力	・市と事業者との間で災害応援協定等を締結するように努めること
⑨環境への配慮	・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用に関すること と ・市と事業者との間で地球環境保全協定を締結すること

(3) 作成資料

市長は、別表4の資料を作成すること。

「別表4]

12 号条例区域の指定に係る添	(1) 12 号条例区域の位置図*(縮尺 25,000 分の 1 以上のもの)
付図書等	※区域整備方針で作成する位置図で代用可能
	(2) 12 号条例区域の区域図(縮尺 2,500 分の 1 以上のもの)
	(3)12 号条例区域の土地利用計画図
	(4) 本指定方針に規定する区域整備方針
	(5) 別記様式「12 号条例区域に関する調書」
	(6) 別記様式「災害イエローゾーン(土砂災害警戒区域及び浸水想定区域)に関する調書」(土砂災害警戒区域及び浸水 想定区域が含まれている場合)
	(7) 別記様式「住民説明等実施状況」
	(8)その他 12 号条例区域を指定する上で必要な図書

- 3-2 指定に関する手続
- (1) 事前協議
- (2) 関係機関への意見照会
- (3) 意見聴取
- (4) 地域住民への説明会等の実施
- (5) 都市計画審議会への説明 (パブリックコメントの実施についての報告)
- (6) パブリックコメントの実施
- (7) 都市計画審議会の意見聴取
- (8) 12 号条例区域の告示

3-3 12 号条例区域の変更又は廃止の手続

12 号条例区域を変更又は廃止しようとするときは、本指定方針「3-1 12 号条例区域の土地利用に関する計画等の作成について」及び「3-2 指定に関する手続」を準用する。

4 指定済み12号条例区域の取扱い

指定の見直し(変更又は廃止)

市は、上位計画の見直しや開発行為の進捗及び経済・社会情勢の変化等に応じて、適宜、12号条例区域の見直し(変更又は廃止)を行うものとする。

新口社昭寿
(殊)
区甚站的方針
•

			-	
		原案		修正案
2 1	12 号条例区域の指定		2 12 号条例区域の指定	
(1	(1) 12 号条例区域の指定が可能な地域	3.可能な地域	(1) 12 号条例区域の指定が可能な <mark>区域</mark>	Si 可能な <mark>区域</mark>
	12 号条例区域は、成田市	12 号条例区域は、成田市都市計画マスタープランで空港と一体となっ	12 号条例区域は、成田市	12 号条例区域は、成田市都市計画マスタープランで空港と一体となっ
, ,	た地域づくりを進めるエ!	た地域づくりを進めるエリアや広域連携軸を活用し、適切な土地利用の	た地域づくりを進めるエ	た地域づくりを進めるエリアや広域連携軸を活用し、適切な土地利用の
1 11112	務導を図るエリアとして の	誘導を図るエリアとしての利用が想定されている地域のうち、市長が以	誘導を図るエリアとしての	誘導を図るエリアとしての利用が想定されている地域のうち、市長が以
-	下に掲げる事項を定めたカ	下に掲げる事項を定めた地域整備方針を策定した地域とする。	下に掲げる事項を定めた┗	下に掲げる事項を定めた <mark>区域</mark> 整備方針を策定した <mark>区域</mark> とする。
	[地域整備方針に定める事項]	事項]	[区域整備方針に定める事項]	事項]
	記載項目	記載内容	記載項目	記載内容
	12 号条例区域の位置及び予定建築物の用途	想定される 12 号条例区域の位置及び別表 2の1段目に掲げる予定建築物の用途	12 号条例区域の位置及び予定建築物の用途	想定される 12 号条例区域の位置及び別表 2 の 1 段目に掲げる予定建築物の用途
	道路に関すること	想定される土地利用に必要な幅員(別表2の・の日で掲げる治蛟其灌の幅目以上がお	道路に関すること	想定される土地利用に必要な幅員(別表2の・900円を指えるでは、
		31と)の道路の位置(新たに整備予定の		ること)の道路の位置(新たに整備予定の
		場合はその完成予定時期も記載)及び12号		場合はその完成予定時期も記載)及び12号
		条例区域の規模・予定建築物の用途等に対		条例区域の規模・予定建築物の用途等に対
		する道路の構造評価*1		する道路の構造評価**1
_				

			原案				修正案
	給排水に関するこ。	2)	別表2の2段目に掲げる給排水施設の位置 (新たに整備予定の場合はその完成予定時期も記載)及び12号条例区域の規模・予定 建築物の用途等に対する給排水施設の能力 評価**2		給排水に関する	لد الم	別表2の2段目に掲げる給排水施設の位置 (新たに整備予定の場合はその完成予定時期も記載)及び12号条例区域の規模・予定 建築物の用途等に対する給排水施設の能力 評価**2
	公園・緑地に関すること		想定される 12 号条例区域において市町村 や開発事業者が設ける公園・緑地の配置や 必要面積等に係る事項		公園・緑地に関すること		想定される 12 号条例区域において市や開発事業者が設ける公園・緑地の配置や必要面積等に係る事項
	※1:道路容量等について、用途に応じた現び支障がある場合の道路計画等に対する評価	こついて、月)道路計画等	用途に応じた現況道路での支障の有無及 等に対する評価		※1:道路容量等について、用途に応じた現び支障がある場合の道路計画等に対する評価	: 道路容量等について、) 章がある場合の道路計画\$	用途に応じた現況道路での支障の有無及 等に対する評価
=======================================	※2:給排水施設について、流先までの接続状況等の評価	: ついて、月 2等の評価	※2:給排水施設について、用途に応じた給水能力、排水容量及び放流先までの接続状況等の評価	<u>#</u>	※2:給排水施設について、 流先までの接続状況等の評価 「叫書・1	设について、) k況等の評価	※2:給排水施設について、用途に応じた給水能力、排水容量及び放流先までの接続状況等の評価
Ξ I	域の名称	根拠法令等	所管部署	45.00	区域の名称	根拠法令等	所管部署
災害レ	災害危險区域 (法第33条第 ¹ 1項第8号)	建築基準法	県土整備部都市整備局建築指導課	災害レ	災害危險区域 (法第33条第 1項第8号)	建築基準法	具具土整備部都市整備局建築指導課
> "/ " _ \	地すべり防止区 域 (法第33条第 1項第8号)	地すべり等防止法	農林水産部森林課 // 耕地課 県土整備部河川環境課		地すべり防止区 域 (法第33条第 1項第8号)	地すべり等防止法	<mark>県</mark> 農林水産部森林課 ル 耕地課 <mark>県</mark> 県土整備部河川環境課

	F	_		_	
修正案	具土整備部河川環境課	<mark>県</mark> 県土整備部河川環境課	具具土整備部	具土整備部河川環境課	洪水:国土交通省利根川下流河川事務所 <u>県</u> 県土整備部河川環境課 雨水出水:土木部下水道課 高潮: <mark>県</mark> 県土整備部河川環境課
1	急傾斜地の 崩壊による 災害の防止 に関する法	士砂災害警	特定都市河 川浸水被害 対策法	士砂災害警	水防洗
	急傾斜地崩壊危 険区域 (法第 33 条第 1 項第 8 号)	士砂災害特別警 戒区域 (法第 33 条第 1 項第 8 号)	浸水被害防止区 域 (法第 33 条第 1 項第 8 号)	士砂災害警戒区 域 (政令第 29 条 の 9 第 4 号)	漫水想定区域 (政令第 29 条 の 9 第 6 号)
				災害イエロ・	ージーン
					11.
	県土整備部河川環境課 	河川環境課	莆 部	環境課	長川下流河川事 可川事務所 川環境課 課
原案		県土整備部河川環境課	- 原本	県土整備部河川環境課	洪水:国土交通省利根川下流河川 務所 国土交通省江戸川河川事務所 県土整備部河川環境課 雨水出水:市下水道課 高潮:県土整備部河川環境課
原案	急傾斜地の 崩壊による 災害の防止県土整備部 に関する法律	土砂災害警成本成本大おける土砂場上整備部災害防止対第の推進に関する法律1	特定都市河 川浸水被害 対策法	土砂災害警成本成本東大整備部河/なける土砂県土整備部河/第の推進に関する法律	株水:国土交通省利 務所 国土交通省江戸川 東土整備部河 雨水出水:市下水道 高潮:県土整備部河
原案			市河		PIE

修正案	具土整備部	<mark>県</mark> 農林水産部農地・農村振興課	<mark>県</mark> 農林水産部農地・農村振興課	具農林水產部森林課	具具土整備部河川環境課	<mark>県</mark> 環境生活部自然保護課	<mark>県</mark> 環境生活部自然保護課	具具土整備部都市整備局公園緑地課	<mark>県環境生活部自然保護課 県</mark> 県土整備部都市整備局公園緑地課
1	津波防災地 域づくりに 関する法律	農業振興地 城の整備に 関する法律	農地法	森林法	砂防法	自然公園法 千葉県立自 然公園条例	千葉県自然 環境保全条 例	都市緑地法	首都圈近郊 緑地保全法 都市緑地法
	津波災害特別 警戒区域 (政令第 29 条 の 9 第 7 号)	農用地区域 (政令第8条第 1項第2号)	第一種農 地 甲種農地 (政令第8条第 1項第2号)	保安林 (政令第8条第 1項第2号)	砂防指定地	自然公園特別地域	自然環境保全地域特別地区	特別緑地保全地 区	近郊緑地特別保全地区
 		赵令!	策⊗条第ュ項第	公 章			かの 包区		
-		-		<u> </u>		-	Г		
原案	県土整備部	農林水産部農地・農村振興課	農林水産部農地・農村振興課	農林水産部森林課	県土整備部河川環境課	環境生活部自然保護課	環境生活部自然保護課	県土整備部都市整備局公園緑地課 市町村特別緑地保全担当課	環境生活部自然保護課 県土整備部都市整備局公園緑地課 市町村首都圏近郊緑地保全担当課
原案	津波防災地 域づくりに 関する法律	農業振興地 域の整備に 農林水産部農地・農村振興課 関する法律	農地法農林水産部農地・農村振興課	森林法農林水産部森林課	砂防法 県土整備部河川環境課	自然公園法 千葉県立自 環境生活部自然保護課 然公園条例	千葉県自然 環境保全条 環境生活部自然保護課 例	都市緑地法 市町村特別緑地保全担当課	首都圈近郊 環境生活部自然保護課 緑地保全法 県土整備部都市整備局公園緑地課 都市緑地法 市町村首都圏近郊緑地保全担当課
原案		農林水産部農地・農村振	農林水産部農地・農村振					県土整備部都市整備局公園 	

		誰				건성			N N					8		-
修正案	県環境生活部自然保護課	<mark>県</mark> 県土整備部都市整備局都市計画課 都市部都市計画課		き内容	域指定の目的	・12 号条例区域設定の考え方 (選定理由・面積設		との適合性	•12 号条例区域指定スケジュール(公告及び縦覧に	きむ。)	・本市の基本構想、基本計画との整合性	本市の都市計画に関する基本方針との整合性	本市の農業振興地域整備計画との整合性	・本市の市街化調整区域における土地利用方針との		
	鳥獣の保護 及び狩猟の 適正化に関 する法律	都市計画法		計画に記載すべ	・12 号条例区域指定の目的	•12 号条例区	定の理由等)	・本指定方針との適合性	•12 号条例区	関することを含む。)	・本市の基本権	・本市の都市	・本市の農業独	・本市の市街/	整合性	
	鳥獣保護区特別保護地区	都市計画施設の 決定区域	[別表 3]	土地利用に関する計画に記載すべき内容	①12 号条例区域	指定の方針					②上位計画等と	の整合				
			[3]		D	**						0				_
原案	環境生活部自然保護課	県土整備部都市整備局都市計画課市都市計画課市都市計画課		·き内容	域指定の目的	・12 号条例区域設定の考え方 (選定理由・面積設		トの適合性	・12 号条例区域指定スケジュール(公告及び縦覧に	1410。)	・本市の基本構想、基本計画との整合性	本市の都市計画に関する基本方針との整合性	本市の農業振興地域整備計画との整合性	・本市の市街化調整区域における土地利用方針との		
	鳥獣の保護 及び狩猟の 適正化に関 する法律	都市計画法		 画に記載すべ	・12 号条例区域指定の目的	•12 号条例区址	定の理由等)	本指定方針との適合性	•12 号条例区t	関することを含む。)	・本市の基本権	・本市の都市計	・本市の農業振	・本市の市街化	整合性	
	 鳥獣保護区特別 保護地区	都市計画施設の 決定区域	別表 3]	土地利用に関する計画に記載すべき内容	①12 号条例区域	指定の方針	- `				②上位計画等と	の整合			FVMI	_

	原案		修正案
③12 号条例区域の現況	12 号条例区域の面積12 号条例区域の土地利用の状況12 号条例区域の建築物の状況12 号条例区域及びその周辺における公共施設の状況	③12 号条例区域 の現況	12 号条例区域の面積12 号条例区域の土地利用の状況12 号条例区域の建築物の状況12 号条例区域及びその周辺における公共施設の状況
④12 号条例区域の計画内容	・都市計画法第12条の5第7項第1号から第4号 までに掲げる事項※成田市開発行為等の手続等に関する手引き等に準拠し、適切に定めること	④12 号条例区域の計画内容	都市計画法第12条の5第7項第1号から第4号 までに掲げる事項※成田市開発行為等の手続等に関する手引き等に準 拠し、適切に定めること
⑤周辺への影響	・施設の立地が周辺の土地利用に与える影響及びその対策・地域住民を対象とした説明に関すること	⑤周辺への影響	・施設の立地が周辺の土地利用に与える影響及びその対策・地域住民を対象とした説明に関すること
⑥12 号条例区域 指定後の管理	12 号条例区域指定後の土地利用の見直し方針に関すること(変更及び廃止に関することも含む。)参入事業者の指導方針に関すること・施設の誘導及び立地の調整に関すること	⑥12 号条例区域 指定後の管理	12 号条例区域指定後の土地利用の見直し方針に関すること(変更及び廃止に関することも含む。)参入事業者の指導方針に関すること・施設の誘導及び立地の調整に関すること
①安全上及び避難上の対策 8災害時の協力	・想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策 (やむを得ず災害イエローゾーンを含む場合) ・市と事業者との間で災害応援協定等を締結するように努めること	①安全上及び避 難上の対策 ⑧災害時の協力	・想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策 (やむを得ず災害イエローゾーンを含む場合) ・市と事業者との間で災害応援協定等を締結するよ うに努めること

	原案		修正案
③環境への配慮	・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用に関すること・市と事業者との間で地球環境保全協定を締結すること	③環境~の配慮	・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用に関すること・市と事業者との間で地球環境保全協定を締結すること
(3) 作成資料		(3) 作成資料	
市長は、別表4の	市長は、別表4の資料を作成すること。	市長は、別表4の	市長は、別表4の資料を作成すること。
[別表4]		[別表4]	
12 号条例区域の	(1) 12 号条例区域の位置図* (縮尺 25,000 分の 1	12 号条例区域の	(1) 12 号条例区域の位置図* (縮尺 25,000 分の 1
指定に係る添付	以上のもの)	指定に係る添付	以上のもの)
図書等	※地域整備方針で作成する位置図で代用可能	図書等	※区域整備方針で作成する位置図で代用可能
	(2) 12 号条例区域の区域図(縮尺 2, 200 分の 1 以 トのもの)		(2) 12 号条例区域の区域図(縮尺 2,500 分の 1以トのもの)
•			
	(4) 本指定方針に規定する地域整備方針		(4) 本指定方針に規定する区域整備方針
	(5) 別記様式「12 号条例区域に関する申出調書」		(5) 別記様式「12 号条例区域に関する調書」
	(6)別記様式「災害イエローゾーン(土砂災害警戒		(6)別記様式「災害イエローゾーン(土砂災害警戒
	区域及び浸水想定区域)に関する調書」(土砂災害警		区域及び浸水想定区域)に関する調書」(土砂災害警
1	戒区域及び浸水想定区域が含まれている場合)		戒区域及び浸水想定区域が含まれている場合)
	(7) 別記様式「住民説明等実施状況」		(7) 別記様式「住民説明等実施状況」

原案		修正案	
(8) その他12号条例区域を指定する上で必要な		(8) その他 12 号条例区域を指定する上で必要な	-る上で必要な
図書		图書	
	-		